

## 重要事項説明書

平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号 4 条 1 項の規定に基づき、当事業所の居宅介護支援の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1 事業者の概要

#### (1) 名称等

事業所名称	こみにケアプラザ（居宅介護支援）
事業所所在地	静岡市葵区瀬名中央 4 丁目 7-91 1 階 B 号室
事業所電話番号	054-340-0510（営業時間外は 24 時間携帯電話に転送）
法人種別及び名称	医療法人社団 博慈会
法人住所/電話番号	静岡市葵区赤松 8-16 / 054-209-7000
代表者名氏名	理事長 廣田省三
管理者氏名	深澤 輝至
介護保険事業所番号	2274210182
指定年月日	令和 4 年 1 月 15 日
交通の便	東海道本線 草薙駅よりバス 10 分・常葉大学西奈中学校前より徒歩 3 分
サービスを提供する通常の実施地域	静岡市内

#### (2) 職員の概要

職 種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管 理 者	1 人	常勤専従 人	介護福祉士・社会福祉士 主任介護支援専門員
		常勤兼務 1人	
介護支援専門員	3 人	常勤専従 2人	介護福祉士・社会福祉士・介護支 援専門員
		常勤兼務 1人	
		非常勤専従 人	
		非常勤兼務 人	

#### (3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月～金 但し、土・日・祝日及び 12 月 30 日～1 月 3 日を除く
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

### 2 居宅介護支援の概要

#### (1) 居宅介護支援の内容

項 目	内 容 ・ 方 法 等
要介護認定等の申請代行	要介護認定等（更新認定を含む）を希望する利用者に、申請の代行業務を行ないます。
居宅サービス計画（ケアプラン）の作成	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及び家族の希望等を考え、居宅サービス計画を作成します。 居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由の説明を求めることが可能です。利用者に提供される居宅サービスが特定の種類に偏ることのないよう、また、特定の居宅サービス事業者による居宅サービスを利用するよう利用者を誘導し、或いは利用者に指示すること等により特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことのないよう、公正中立に居宅介護支援を提供します。

居宅サービス計画作成後の管理(居宅サービス計画等の変更)	居宅介護サービスが計画通りに実施されているか、少なくとも1月に1回、利用者宅を訪問し、利用者とは面接し、実施状況の把握(モニタリング)・記録をします。また、利用者の状況の変化等により、必要な場合はサービス計画を変更します。
サービス事業者等との連絡調整	利用者のニーズにあったサービス計画が実現するよう、各サービス事業者等と連絡調整を行ないます。
介護保険施設への紹介	利用者が介護保険施設の入所・入院を希望する場合、利用者の心身の状況に適した施設を紹介します。

(2) 居宅介護支援の利用にあたって

項 目	内 容
サービス提供困難時の対応	人員不足等、事業所の都合で居宅支援サービスが提供できない場合は、他の居宅介護支援事業者を紹介する等必要な処置を講じます。
サービスの質の向上のための方策	ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、関係団体等の研修会に参加し、適切な居宅介護支援事業が提供できるよう努めます。
介護支援専門員を変更する場合の対応	利用者の希望により、業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにした上で、担当の介護支援専門員の変更を申し出ることができます。
プライバシーの遵守(秘密保持義務)	居宅介護支援事業を実施する上で知り得た利用者及びご家族のプライバシーを遵守します。サービス担当者会議等で個人情報を使用する場合は文書により同意を得ます。
業務継続計画の策定	感染症や非常災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。 ※業務継続計画未実施減算(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)あり。
高齢者虐待防止の推進	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)を講じます。 ※高齢者虐待防止措置未実施減算(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)あり。
身体拘束等の適正化の推進	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催、身体拘束等の適正化のための指針の整備、定期的な研修を実施します。 ※身体拘束廃止未実施減算(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)あり。
事故発生時の対応	当事業所代表者と協議の上、迅速に対応します。 (賠償事故補償制度加入済み)
ハラスメント対策の強化	適切な居宅介護支援の提供を図る観点から、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント・カスタマーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
その他	居宅サービス計画等、必要書類は、完結の日から2年間保存します。あなたや家族、代理人の請求に応じて閲覧、写しの交付が可能です。

### 3 利用料

- (1) 利用料 原則として、あなたには利用料を請求しません。但し、あなたの介護保険被保険者証に支払方法変更の記載(あなたが、保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載)があった時は、1ヶ月につき要介護度に応じて、下記の金額をいただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、住民票のある市町村の窓口へ提出して、払い戻しを受けて下さい。

要介護度	利用料
要介護度 1・2	11,316 円
要介護度 3～5	14,702 円

- \*初回加算…3,126 円/月(新規、要介護状態区分の 2 段階以上の変更時)
- \*特定事業所加算…5,407 円/月ないしは 4,386 円/月ないしは 3,365 円/月ないし 1,188 円/月(主任ケアマネジャーの配置、利用者情報伝達等の会議の定期開催、法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員 実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること等質の高いケアマネジメント確保に向けた要件を満たすことにより算定)
- \*入院時情報連携加算…2,605 円/月ないしは 2,084 円/月  
(入院当日、入院した日の翌日又は翌々日に情報提供)
- \*退院・退所加算…4,689 円/ないしは 6,252 円/ないしは 7,815 円/月ないしは 9,378 円  
(カンファレンスの回数、方法により算定)
- \*特定事業所医療介護連携加算…1,302 円 介護保険施設との連携・一定期間内の一定回数のターミナルケアマネジメントに対する評価
- \*通院時情報連携加算…521 円 医師又は歯科医師の診察に同行、情報提供、連携等
- \*ターミナルケアマネジメント加算…4,168 円/月(在宅で死亡した場合)

#### (2) 交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方	無料
上記以外にお住まいの方	交通費(介護支援専門員があなたのお宅を訪問するための交通費が必要です)

#### (3) その他の費用 なし

- (4) 支払い方法 あなたが、当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払い方法については、月ごとの精算とします。毎月 10 日までに、前月分の請求をしますので 10 日以内にお支払い下さい。お支払い方法は、銀行振込、現金払い・引き落としの中から、ご契約の際に選択して下さい。

#### 4 サービスの終了について

(1)あなたの都合で、サービスを終了する場合

あなたは、いつでも契約を解除できます。

(2)当事業者は、あなたや家族、代理人等がこの契約を継続し難いほどの背信行為又は

反社会的行為を行なったと認める時は、静岡市役所高齢介護課や地域包括支援センターと協議の上、直ちにこの契約を解除することができます。

(3)当事業者の都合で、サービスを終了する場合

人員不足等、止むを得ない事情により、このサービスの提供を終了させて頂く場合がございます。

この場合は、サービスの提供終了14日前までに、文書であなたに通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報を、あなたに提供いたします。

(4)自動終了

次の場合は、自動的にサービスを終了します。

ア. あなたが介護保険施設・病院等に、入院又は入所した場合

イ. あなたの要介護認定区分が、非該当または要支援となった時

ウ. あなたが亡くなった場合

#### 5 居宅介護支援に対する苦情

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関する事、介護支援専門員に関する事、利用料金に関する事など、お気軽にご相談下さい。

相談窓口担当 管理者 深澤 輝至

電 話 054-340-0510

この他、市町村や国民健康保険団体連合会の窓口でも、苦情相談を受け付けています。

苦情相談窓口

静岡市介護保険課 電話 054-221-1377

国民健康保険団体連合会 苦情処理係 電話 054-253-5590

# 承諾書

令和 年 月 日

(事業者)

居宅介護支援の提供にあたり、重要事項を説明しました。

所在地 静岡市葵区瀬名中央4丁目7-91 1階B号室

電話 054-340-0510

名称 こみにケアプラザ (居宅介護支援事業所)

説明者 介護支援専門員 ㊞

(利用者)

重要事項説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

その内容を承諾するとともに、介護支援専門員が知り得た個人情報をサービス担当者会議等で使用する  
ことに同意します。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

(代理人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

(家族)

また、家族の個人情報についても、サービス担当者会議で使用することに同意します。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞